



個人データの保護について

2023年4月17日、政府は個人データの保護に関する政令 No.13/2023/ND-CP(以下、政令13)を公布した。政令13は、ベトナムにおける個人データ保護に係る初めての法文書であり、国際標準へ近づく一歩になると見られています。

政令13には、個人データの定義、データ主体の基本的な権利、個人データ保護責任者の役割、各当事者の個人データ処理に関する影響評価書類の作成義務等が規定されています。

個人データ保護に係る制度を導入している大企業に関しては、政令13を適用する際に大きな問題はないが、中小企業に関しては、抜き打ちで行われる国家機関からの監査や、客先から要求される場合に備え個人データ保護に係るプロセスを速やかに作成することが推奨されます。現在、公安省は、サイバーセキュリティ分野の行政処分に係る政令の草案について意見を収集している。同草案により、個人データ保護に係る違反行為を行った企業に対して、200,000,000VNDの罰金が科される可能性があります。

個人データ保護の対策としては、各企業は個人データ保護のプロセスおよび関連書類を作成すべきです。コンプライアンス及び個人データ保護を確実なものにするために、このプロセスは、個人データ保護を担当する部門および担当者をはじめ、企業の全従業員に通知する必要があります。

弊社では、個人データ保護のプロセス、関連規程の策定の代行サービスを承っております。

1. 法令の規定に準じた個人データ保護に係るプロセスの策定
2. 就業規則の調整・修正:個人データ保護に係る規定、労働規律処分を行う根拠としての禁止行為または許可が必要な行為、および損害賠償(ある場合)
3. 個人データ保護に係る法律に準じることを前提とする、労働契約(試用期間、本採用)または労働契約書の付録に記載する項目のレビュー、調整

ご希望のお客様はお気軽に下記までお尋ねください。

お問い合わせ先:hr@aic-vietnam.com (対応言語:日・越・英)

以上